

報告 3 号

長野市奨学基金条例の一部を改正する条例(案)要綱

教育委員会事務局総務課

事 項	説 明						
1 改正の理由	長野市奨学基金により入学準備金の貸付けを行うこと及び奨学資金の貸付けに係る要件を見直すことに伴い、改正するもの						
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 長野市奨学基金の運用により生ずる益金等をもって行う貸付けに入学準備金の貸付けを加える（第6条関係）。</p> <p>(2) 入学準備金の貸付けを受けることができる者は、高等学校若しくは専修学校の高等課程又は高等専門学校に入学する者（以下「入学者」という。）の保護者で、次に掲げる要件の全てを満たすものと定める。</p> <p>ア 本市に引き続き1年以上居住していること。</p> <p>イ 入学者の入学に要する費用の調達が困難であること。</p> <p>ウ 保護者及び入学者が他の団体から別に高等学校若しくは専修学校の高等課程又は高等専門学校の入学に要する費用の貸与を受けていないこと。</p> <p>エ その他市長が必要と認める事項</p> <p>(3) 奨学資金の貸付けを受けることができる者に係る要件の一部を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="523 1263 1362 1572"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 1263 944 1312">改正前</th> <th data-bbox="944 1263 1362 1312">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 1312 944 1482">ア 公立若しくは私立の高等学校又は国立の高等専門学校に在学する者であること。</td> <td data-bbox="944 1312 1362 1482">ア 高等学校若しくは専修学校の高等課程又は高等専門学校に在学する者であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1482 944 1572">イ 学業、性行共に優秀で健康であること。</td> <td data-bbox="944 1482 1362 1572">イ 修学の意欲を有すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（以上第7条関係）</p> <p>(4) 入学準備金の貸付額は、規則で定める額とするものと定める（第8条関係）。</p> <p>(5) 入学準備金の貸付条件は、次に定めるところによるものと定める（第9条関係）。</p> <p>ア 貸付利子 無利子</p> <p>イ 貸付回数 1回</p> <p>(6) 入学準備金の貸付けを受けた者は、規則で定めるところにより、これを償還しなければならないものと定める（第10条関係）。</p>	改正前	改正後	ア 公立若しくは私立の高等学校又は国立の高等専門学校に在学する者であること。	ア 高等学校若しくは専修学校の高等課程又は高等専門学校に在学する者であること。	イ 学業、性行共に優秀で健康であること。	イ 修学の意欲を有すること。
改正前	改正後						
ア 公立若しくは私立の高等学校又は国立の高等専門学校に在学する者であること。	ア 高等学校若しくは専修学校の高等課程又は高等専門学校に在学する者であること。						
イ 学業、性行共に優秀で健康であること。	イ 修学の意欲を有すること。						

3 施行期日等	令和4年10月1日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 8月4日 (2) 庁議の決定 8月17日

長野市奨学基金条例の一部を改正する条例(案)

長野市奨学基金条例（昭和43年長野市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「奨学資金」を「入学準備金及び奨学資金」に改め、同条第1項中「奨学資金（以下「資金」という。）」を「入学準備金及び奨学資金」に改め、同条第2項中「資金」を「入学準備金及び奨学資金」に改める。

第7条中「資金」を「奨学資金」に、「公立若しくは私立の高等学校（定時制を含む。）又は国立の」を「高等学校等又は」に改め、「在学する者」の次に「（以下「在学者」という。）」を加え、「の各号」を削り、「要件」の次に「の全て」を加え、同条第1号中「本市」を「保護者が本市」に改め、同条第2号中「学業、性行共に優秀で健康である」を「修学の意欲を有する」に改め、同条第4号中「高等学校」を「高等学校等」に改め、同条第5号中「独立行政法人日本学生支援機構」を「在学者及び保護者が独立行政法人日本学生支援機構」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) その他市長が必要と認める事項

第7条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

入学準備金の貸付けを受けることができる者は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）若しくは専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）又は高等専門学校に入学する者（以下「入学者」という。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 本市に引き続き1年以上居住していること。

(2) 入学者の入学に要する費用の調達が困難であること。

(3) 保護者及び入学者が他の団体から別に高等学校等又は高等専門学校の入学に要する費用の貸与を受けていないこと。

(4) その他市長が必要と認める事項

第8条中「資金」を「入学準備金」に改め、同条に次の1項を加える。

2 奨学資金の貸付額は、規則で定める額とする。

第9条中「資金」を「奨学資金」に改め、「の各号」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

入学準備金の貸付条件は、次に定めるところによる。

(1) 貸付利子 無利子

(2) 貸付回数 1回

第10条中「資金」を「入学準備金」に改め、同条に次の1項を加える。

2 奨学資金の貸付けを受けた者は、規則で定めるところにより、これを償還しなければならない。ただし、市長は、死亡等やむを得ない事由が生じた場合は、償還を免除することができる。

附則第4項中「第7条第1号」を「第7条第2項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長野市奨学基金条例第6条第1項及び第2項、第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項並びに第10条第2項並びに附則第4項の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る奨学資金の貸付けについて適用し、同日前の申込みに係る奨学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

長野市奨学基金条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長野市奨学基金条例 昭和43年3月27日長野市条例第10号 (<u>入学準備金及び奨学資金の貸付け</u>)</p> <p>第6条 市は、毎年その基金の運用により生ずる益金等をもつて<u>入学準備金及び奨学資金</u>として貸し付けるものとする。</p> <p>2 基金の積立てがその限度額に達するまでは、市長は、毎年度予算の範囲内において<u>入学準備金及び奨学資金</u>の貸付けのため必要とする額を一般会計から基金へ繰入れを行うものとする。 (貸付けの対象者)</p> <p>第7条 <u>入学準備金の貸付けを受けることができる者は、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)若しくは専修学校の高等課程(以下「高等学校等」という。)又は高等専門学校に入学する者(以下「入学者」という。)の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。)</u>で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。</p> <p>(1) <u>本市に引き続き1年以上居住していること。</u> (2) <u>入学者の入学に要する費用の調達が困難であること。</u> (3) <u>保護者及び入学者が他の団体から別に高等学校等又は高等専門学校の入学に要する費用の貸与を受けていないこと。</u> (4) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>奨学資金の貸付けを受けることができる者は、高等学校等又は高等専門学校に在学する者(以下「在学者」という。)</u>で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。</p> <p>(1) <u>保護者が本市に引き続き1年以上居住していること。</u> (2) <u>修学の意欲を有すること。</u> (3) 略</p>	<p>○長野市奨学基金条例 昭和43年3月27日長野市条例第10号 (<u>奨学資金の貸付け</u>)</p> <p>第6条 市は、毎年その基金の運用により生ずる益金等をもつて<u>奨学資金(以下「資金」という。)</u>として貸し付けるものとする。</p> <p>2 基金の積立てがその限度額に達するまでは、市長は、毎年度予算の範囲内において<u>資金</u>の貸付けのため必要とする額を一般会計から基金へ繰入れを行うものとする。 (貸付けの対象者)</p> <p>第7条 <u>(新設)</u></p> <p>1 <u>資金の貸付けを受けることができる者は、公立若しくは私立の高等学校(定時制を含む。)</u>又は<u>国立の高等専門学校に在学する者</u>で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) <u>本市に引き続き1年以上居住していること。</u> (2) <u>学業、性行共に優秀で健康であること。</u> (3) 略</p>

改正後	改正前
<p>(4) 出身中学校又は在学する<u>高等学校等</u>若しくは高等専門学校の校長が推薦した者であること。</p> <p>(5) <u>在学者及び保護者が独立行政法人日本学生支援機構</u>等他の団体から別に学資の貸与を受けていないこと。</p> <p>(6) <u>その他市長が必要と認める事項</u> (貸付額)</p> <p>第8条 <u>入学準備金</u>の貸付額は、規則で定める額とする。</p> <p>2 <u>奨学資金</u>の貸付額は、規則で定める額とする。</p>	<p>(4) 出身中学校又は在学する<u>高等学校</u>若しくは高等専門学校の校長が推薦した者であること。</p> <p>(5) <u>独立行政法人日本学生支援機構</u>等他の団体から別に学資の貸与を受けていないこと。</p> <p><u>(新設)</u> (貸付額)</p> <p>第8条 <u>資金</u>の貸付額は、規則で定める額とする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(貸付条件)</p> <p>第9条 <u>入学準備金</u>の貸付条件は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>貸付利子 無利子</u></p> <p>(2) <u>貸付回数 1回</u></p> <p>2 <u>奨学資金</u>の貸付条件は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(貸付金の償還)</p>	<p>(貸付条件)</p> <p>第9条 <u>(新設)</u></p> <p>1 <u>資金</u>の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(貸付金の償還)</p>
<p>第10条 <u>入学準備金</u>の貸付けを受けた者は、規則で定めるところにより、これを償還しなければならない。ただし、市長は、死亡等やむを得ない事由が生じた場合は、償還を免除することができる。</p> <p>2 <u>奨学資金</u>の貸付けを受けた者は、規則で定めるところにより、これを償</p>	<p>第10条 <u>資金</u>の貸付けを受けた者は、規則で定めるところにより、これを償還しなければならない。ただし、市長は、死亡等やむを得ない事由が生じた場合は、償還を免除することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>還しなければならない。ただし、市長は、死亡等やむを得ない事由が生じた場合は、償還を免除することができる。</u></p> <p>附 則 (信州新町及び中条村の編入に伴う経過措置)</p> <p>4 信州新町及び中条村の編入の際現に編入前の信州新町又は中条村の区域に居住している者に係る<u>第7条第2項第1号</u>の規定の適用については、信州新町及び中条村の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までの当該区域に引き続き居住していた期間は、本市に引き続き居住していた期間とみなす。</p>	<p>附 則 (信州新町及び中条村の編入に伴う経過措置)</p> <p>4 信州新町及び中条村の編入の際現に編入前の信州新町又は中条村の区域に居住している者に係る<u>第7条第1号</u>の規定の適用については、信州新町及び中条村の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までの当該区域に引き続き居住していた期間は、本市に引き続き居住していた期間とみなす。</p>